

## 令和3年小樽市議会第4回定例会

### 市長提案説明

令和3年第4回定例会の開会に当たり、ただ今上程されました各案件に係る提案理由の説明に先立ち、一言申し述べさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、感染状況が落ち着きつつある中、市内には観光客の戻りが見受けられるなど、明るい兆しが差し込んできていると感じております。

しかしながら、未だ感染拡大のリスクはありますので、今後とも感染状況の推移には注意を払いながら、各種施策の推進に努めてまいりたいと考えております。

それでは、ただ今上程されました各案件について、提案理由の概要を説明申し上げます。

初めに、議案第1号から議案第4号までの令和3年度各会計補正予算について説明申し上げます。

まず、一般会計補正予算の主なものといたしましては、新型コロナウイルスワクチンの3回目接種や、5歳から11歳までの小児への接種を見込み、「新型コロナウイルスワクチン接種事業費」及び「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費」を計上いたしました。

また、燃料費の高騰が続く中で、市民税非課税の高齢者世帯などを対象に燃料購入費の一部を支援する「暖房費緊急支援事業費」や、道営住宅の建設に当たり「旧色内小学校解体等事業費」などを計上いたしました。

そのほか、ふるさと納税の寄附見込額及び件数の増加に対応するため「ふるさと納税関係経費」を増額したほか、前年度の北海道後期高齢者医療広域連合に対する療養給付費の小樽市負担額の確定に伴い「後期高齢者医療費」を減額いたしました。

これらに対する財源といたしましては、国庫・道支出金、寄附金、繰入金及び市債を計上いたしました。

継続費につきましては、「重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店 保存修理工事費」について、施工方法の変更などにより、総事業費、期間及び年割額の変更を行うものです。

債務負担行為につきましては、年度をまたぐ端境期対策として工事の早期発注を図るため、「臨時市道整備事業費」を計上したほか、「情報化推進事業費」、「ふるさと納税関係経費」、「ふれあいパス事業費」、「スクールバス運行経費」、「水泳教室開催経費」を計上いたしました。

また、総合福祉センターなど6件の指定管理者の管理代行業務等に係る経費につきましても、債務負担行為として所要の経費を計上いたしました。

以上の結果、一般会計における補正額は、9億2,960万2,000円の増となり、財政規模は、633億2,187万4,000円となりました。

次に、港湾整備事業特別会計におきましては、港町ふ頭分譲地の土地売却収入及び一般会計への繰出金を計上いたしました。

次に、企業会計では、病院事業会計において、病院事業資金基金を創設し、寄附金を基金に積み立てるため、所要の補正を計上したほか、水道事業会計において、債務負担行為として、工事の早期発注を図るため、「配水管整備事業費」について所要の経費を計上いたしました。

次に、議案第17号の一般会計補正予算につきましては、国において令和3年11月26日に閣議決定された、新型コロナウイルス感染症対策に対応するため、高校生までの子ども一人当たり5万円を対象となる世帯へ給付する「子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費」を計上いたしました。

これにつきましては、コロナ禍が長期化し、その影響が様々な人に及ぶ中で、早期に支給を開始する必要から「先議」をお願いするものであります。

続きまして、議案第 5 号から議案第 16 号までについて説明申し上げます。

議案第 5 号 手数料条例の一部を改正する条例案につきましては、長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正に伴い、長期優良住宅建築等計画認定申請に係る住宅性能評価及び長期使用構造等の確認を受けた場合の手数料の統一化を図るとともに、長期優良住宅の容積率の特例許可申請手数料の新設等を行うほか、所要の改正を行うものであります。

議案第 6 号 こども発達支援センター条例の一部を改正する条例案につきましては、こども発達支援センター分室を廃止するものであります。

議案第 7 号 国民健康保険条例の一部を改正する条例案につきましては、健康保険法施行令の一部改正に準じ、出産育児一時金の額を改定するとともに、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、未就学児の被保険者均等割額を減額するほか、所要の改正を行うものであります。

議案第 8 号 道路占用条例の一部を改正する条例案につきましては、道路法の一部改正に伴い、自動運行補助施設の道路占用料を新設するとともに、第 1 種電柱等の道路占用料を減額改定するものであります。

議案第 9 号 道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、道路構造令の一部改正に伴い、歩行者利便増進道路の構造基準を新設するとともに、交通安全施設に自動運行補助施設を追加するものであります。

議案第 10 号 病院事業資金基金条例案につきましては、病院事業の支援のための寄附を受けたことに伴い、病院事業における医療の質の向上及び健全な運営に資するための資金とする目的で、新たに病院事業資金基金を設置するものであります。

議案第 11 号から議案第 16 号までにつきましては、いずれも公の施設の指定管理者の指定についてであります。市民会館、公会堂及び市民センターにつきましては引き続き株式会社小樽ビル管理を、いなきたコミュニティセンターにつき

ましては引き続き株式会社小樽ビル管理を、いなきた児童館、とみおか児童館及び塩谷児童センターにつきましてはシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社を、おたる自然の村につきましては引き続き一般財団法人おたる自然の村公社を、総合福祉センターにつきましては引き続き社会福祉法人小樽市社会福祉協議会を、夜間急病センターにつきましては引き続き一般社団法人小樽市医師会を、それぞれ指定するものであります。

以上、概括的に説明申し上げましたが、何とぞ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。